東大阪市住宅·建築物耐震改修促進計画

中間検証報告書



令和 4 年 (2022 年) 3 月

(令和5年(2023年)4月改正)

東大阪市

目 次

甲區	『快訨にめにつ(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1.1.	住宅をとりまく環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(1).人口・世帯数の推移
	(2).居住住宅数の推移
	(3).世帯の年間収入別世帯数の割合
	(4).木造住宅に住まう世帯主(家計を主に支える者)の年齢別世帯数の割合
1.2.	住宅の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	(1).住宅の耐震化の現状
	(2). 耐震改修等の実績(市の補助事業)
	(3).市政世論調査に基づいたアンケート結果
1.3.	多数の者が利用する建築物等の耐震化 ・・・・・・・・・・・・・ 5
	(1).多数の者が利用する建築物の耐震化の現状
	(2). 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物の現状
	(3).緊急交通路を閉塞させる危険性のある建築物の現状
1.4.	防災関連施設の耐震化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	(1).防災関連施設の現状
1.5.	耐震化の向上に向けた課題 ・・・・・・・・・・・・・・・13
	(1).居住住宅の耐震化
	(2). 防災上重要な建築物等の耐震化
2.	目標達成のための今後の方針・取組み・・・・・・・・・・14
2.1.	耐震化の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	(1). 耐震化率
	(2).住宅(戸建住宅・共同住宅等)の耐震化の目標設定
2.2.	今後の方針・取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	(1).住宅の耐震化に向けた取組み
	(2).多数の者が利用する建築物についての取組み
	(3).耐震診断義務化路線の沿道建築物についての取組み
	(4). 防災関連施設の耐震化についての取組み
3.	その他の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
3.1.	ブロック塀等の安全対策(耐震診断義務付け対象ブロック塀等)・・・・・・・・16
3.2.	耐震ベッド・耐震シェルター・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

3.3.	分譲マンションの耐震化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・16	
4.	住宅・建築物への補助制度・・・・・・・・・・・・・・・・17	
4.1.	耐震診断補助制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17	
4.2.	木造住宅耐震改修補助制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・18	
4.3.	木造住宅除却補助制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	
4.4.	耐震ベッド、耐震シェルター設置補助制度 ・・・・・・・・・・・・・19	
参考	資料	
参	考資料 1: 市政世論調査のアンケート結果・・・・・・・・・・・・・・20	

中間検証にあたって

東大阪市では、平成20年(2008年)3月に策定した「東大阪市住宅・建築物耐震改修 促進計画」を平成29年(2017年)3月に改定を行い、災害に強いまちづくりの実現に向 けて、耐震の周知啓発や耐震補助制度を活用し、計画的かつ効率的に促進を行ってまい りました。

そのような中、平成30年(2018年)6月に大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震(以下「大阪府北部地震」という。)が発生し、震源付近では多くの被害を受けました。また、ブロック塀等の被害を受けて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐促法」という。)や基本方針の改正が行われるなど、危険なブロック塀等への対応を含め、さらなる耐震化促進への取組みが必要となりました。

今年度は、「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」における目標年度である令和7年度(2025年)までの中間年を迎えます。耐促法の改正や大阪府の「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪(平成28年(2016年)1月)」の改定等を踏まえ、中間検証を行いました。

社会情勢の変化や耐震化の現状、進捗状況等の把握を行い、目標達成に向けての今後 の方針や具体定な取組みについて検証を行ったものです。

この検証を踏まえ、目標年度である令和7年度(2025年度)に向けて、住宅・建築物の耐震化促進のため、周知啓発や耐震化促進施策に取り組んでまいります。

1. 現状と課題

1.1. 住宅をとりまく環境

(1). 人口・世帯数の推移

本市の人口は、昭和 55 年以降横ばいから減少傾向となり、令和 2 年には、500,000 人を下回る人口減少となっております。

今後も同様の傾向が続くと想定され、東大阪市人口ビジョン(平成 28 年 3 月)において、 令和 7 年には人口 471,440 人、世帯数 234,800 世帯となることが推計されております。

H2 H22 **S55 S60** H7 H12 H17 H27 項目 (1980)(1985)(1990)(1995) | (2000) | (2005) | (2010) | (2015) (2020)(2025)人口総数 521, 558 | 522, 805 | 518, 319 | 517, 232 | 515, 094 | 513, 821 | 509, 533 | 502, 784 | 493, 940 | 471, 440 世帯数 170, 672 | 173, 677 | 181, 248 | 193, 114 | 203, 392 | 212, 072 | 217, 762 | 223, 485 | 232, 303 | 234, 800 世帯当たり 3.06 3.01 2.86 2.68 2.53 2.42 2.34 2.25 2.13 2.01 人員

表 人口・世帯数の推移

(2). 居住住宅数の推移

居住住宅数については、昭和 58 年以降増加傾向にありましたが、令和 2 年以降は減少し、令和 7 年には約 219,000 戸となることが予想されます。

S58 S63 H5 H10 H15 H20 H25 H27 H30 R2 R7 項目 (1983) (1988) | (1993) | (1998) | (2003) | (2008) | (2013) | (2015) | (2018) | (2020) | (2025) 居住 163, 095|172, 001|182, 038|198, 169|201, 390|210, 086|221, 324|222, 881|226, 121|223, 352|219, 165| 住宅数

表 居住住宅数の推移

単位:戸

(3).世帯の年間収入別世帯数の割合

世帯の年間収入別世帯数の内、一番大きな割合を占めているのが 300 万円未満であり、 37.0%となっています。

表 世帯の年間収入別世帯数の割合(H30)

话口	総数	300 万円	300~500	500~700	700~1,000	1,000~1,500	1500 万円	不 詳
項目		未満	万円	万円	万円	万円	以上	
普通世帯	226, 120	83,650	51, 910	26, 340	15,510	5,230	2,570	40,910
三世世市 ※	100.0%	37.0%	23.0%	11.6%	6.9%	2.3%	1.1%	18.1%

※普通世帯:住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯 及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も普通世帯

出典:平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)

[※]令和2年までの人口・世帯数は国勢調査より、令和7年は東大阪市人口ビジョン(平成28年3月)による 将来人口、世帯当たり人員は昭和55年から令和2年までのトレンド推計により設定

[※]平成30年までは住宅・土地統計調査(大阪府独自集計)、令和2年以降は推計値

(4). 木造住宅に住まう世帯主 (家計を主に支える者) の年齢別世帯数の割合

平成 30 年 (2018 年) は、65 歳以上が 41.9%となっており、昭和 55 年までに建てられた木造住宅に住まう世帯数の割合では 65 歳以上が 65.8%と高い傾向にあります。

表 木造住宅に住まう世帯主 (家計を主に支える者) の年齢別世帯数(H30)

項目	総数	25 歳 未満	25~34 歳	35~44 歳	45~54 歳	55~64 歳	65 歳 以上	不 詳
木造住宅に	111,370	120	2,740	6,830	15,840	17,080	46,610	22, 150
住まう世帯数	100.0%	0.1%	2.5%	6.1%	14. 2%	15.3%	41.9%	19.9%
昭和 55 年ま でに建てられ	34, 140	-	220	640	2,180	4, 150	22, 480	4, 470
でに建てられ た木造住宅に 住まう世帯数	100.0%	_	0.6%	1.9%	6. 4%	12. 2%	65.8%	13. 1%

出典:平成30年住宅・土地統計調査(総務省統計局)

1.2. 住宅の耐震化

■対象建築物

◆住宅

戸建て住宅、長屋・共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅

(1). 住宅の耐震化の現状

これまでの住宅・土地統計調査 (大阪府独自集計)の「住宅の種類・所有関係・建て方・構造・階数」をもとに、令和 2 年における住宅の耐震化の現状を推計すると、住宅総数約 223,000 戸のうち、耐震性を満たす住宅が約 202,200 戸、耐震性が不十分な住宅が約 21,100 戸となります。

耐震化率は全体で約90%となり、大阪府平均の88.7%(大阪府耐震改修促進計画 令和3 年3月改定より)に比較してわずかに高い水準となっています。

耐震化の状況を建て方別にみると、令和2年推計の共同住宅等では耐震化率が96.5%となっているのに対し、木造戸建住宅では81.7%にとどまっています。

表 住宅の耐震化の現状(R2 年推計)

単位:戸

項目		居住住宅	建て方別内訳			
		冶任任七	木造戸建住宅	共同住宅等		
居	住住宅数	223, 352	90, 223	133, 129		
	耐震性を満たす住宅	202, 238	73, 713	128, 525		
	耐震性が不十分な住宅	21, 114	16,510	4,604		
	耐震化率	90.5%	81. 7%	96.5%		

注) 住宅・土地統計調査(大阪府独自集計)を基にしたトレンド推計による

(2). 耐震改修等の実績(市の補助事業)

耐震改修促進計画を策定した平成 28 年度以降の耐震改修等補助事業の実績は、改修工事が 97 戸、除却工事が 290 戸となっています。改修工事に比べ除却工事(建替え工事)が多くなっています。

平成30年度(2018年)には大阪府北部地震および台風21号の影響により、補助事業の件数が増加し、その傾向は令和元年度(2019年)も続きました。特に除却工事補助件数が増加しました。

表 耐震改修等の実績(市の補助事業)

単位:戸

項目		H28	H29	H30	R1	R2	合 計
•	·#	2016	2017	2018	8 2019 2020		
耐震診断補助	住宅	228	113	188	141	151	821
侧及砂凹州切	特定建築物既存 耐震不適格建築物	2	0	1	1	0	4
耐震改修設計補	耐震改修設計補助		15	32	26	23	104
耐震改修工事補	助	14	15	30	26	12	97
除却工事補助		72	22	57	92	47	290
耐震シェルター	-設置補助	0	0	2	0	0	2
耐震ベッド設置補助		-	-	-	0	0	0
ブロック塀等撤	女去補助	-	-	35	62	-	97

(3). 市政世論調査に基づいたアンケート結果(参考資料1参照)

昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅は、地震発生時に危険性が高い旧耐震基準の建築物であることを認識している方は 5 割以上いるものの、耐震補助制度を認知している方は、2 割程度しかいませんでした。特に 10 代~50 代の方は認知度が低い傾向があります。

また、今後必要な取組みについて、相談窓口の充実や耐震補助制度に関する要望をされている方が多くなっています。さらに 10 代~30 代については、SNS を活用した周知啓発を要望しているという結果が出ています。

1.3. 多数の者が利用する建築物等の耐震化

■対象建築物

- ◆特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する建築物等)
 - 耐促法第14条による以下①~③に示す建築物のうち、一定規模以上の建築物。
 - ①多数の者が利用する建築物(法第14条第1号)
 - ②危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物(法第14条第2号)
 - ③地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(以下「通行障害建築物」という。)(法第 14 条第 3 号)

表 特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する建築物等)(総数) 単位:棟

	民有建	建築物	市有建	築物	その他公	有建築物	合	計	
建築物の種類 (法第 14 条)	S56 年 以前築	S57年 以降築	S56 年 以前築	S57 年 以降 築	S56 年 以前築	S57 年 以降築	S56 年 以前築	S57 年 以降築	総計
第1号 多数の者が利用する 建築物 (例:小・中学校、 幼稚園、老人ホーム、デパート、 映画館、駅等)	330 【19】 (207)	1, 361	212 【180】	70	68 [68]	116	610 【267】 (207)	1, 547	2, 157
第2号 危険性のある物質を 取り扱う建築物 (一定量以上の 可燃物や火薬、 毒劇物等を扱う 工場など)	52 (34)	55	0	2	0	1	52 (34)	58	110
第3号 緊急交通路を閉塞させる危険性のある建築物 (倒壊すると緊急交通路を塞ぐと考えられる一定以上の高さの建築物)	846 [9] (536)	1,688	22 [12]	14	0	0	868 【21】 (536)	1,702	2,570
승 計	1,228 【28】 (777)	3, 104	234 【192】	86	68 [68]	117	1,530 【288】 (777)	3, 307	4, 837
	4, 3	332	320)	18	35	4,8	37	

- ※ 現状値は家屋マスター等からの集計による
 - 【 】は昭和56年以前築で診断結果や改修済等で耐震性があると判断される棟数
 - () は昭和 56 年以前築で耐震性があると推計する棟数(大阪府アンケート結果資料・H27.5)
- 注) 建築物数の重複はありません

表 特定既存耐震不適格建築物(多数の者が利用する建築物等)の耐震化の現状 単位:棟

建築年	区 分	棟 数	耐震性を満たす棟数	耐震化率
S57 年以降	耐震性を満たす	3,307		
\$56 年以前	耐震診断等で耐震性を満た す	1,065	4, 372	90.4%
	耐震性が不十分	465		
	合 計	4,837		

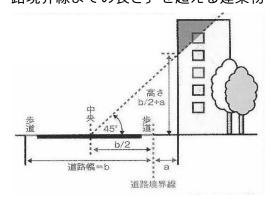
◆耐震診断義務化路線沿道の義務化対象建築物

耐震診断義務化対象路線(法第5条3項2号及び第6条3項1号 ※P.11参照)の沿道にある昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、倒壊時に道路を閉塞する可能性がある建築物。

図 耐震診断義務化路線の沿道建築物の要件

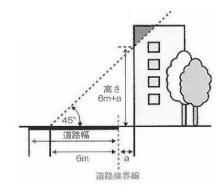
【道路幅員が 12m を超える道路沿道の建築物】

高さが〔道路幅の 1/2+建築物から道路境界線までの長さ〕を超える建築物



【道路幅員が 12m 以下の道路沿道の建築物】

高さが〔6m+建築物から道路境界線までの長さ〕を超える建築物



(1). 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

(7)民有建築物

多数の者が利用する民有建築物の耐震化率は、次表に示すように約93.8%です。 機能別でみると、不特定多数の者が利用する建築物が82.8%とやや低い状況にあります。

表 多数の者が利用する建築物(民有)の機能別の耐震化率

性る数	耐震化率 (%)

単位:棟

建築物の機能		S56 J 全体 「		S57	耐震性	耐震化率
			耐震性 あり	以降	がある 棟数	(%)
避難に配慮を要する者が利用する建築物等 (学校、病院、診療所、幼稚園、保育所、 老人ホーム、ホテル等)	253	40	【7】 (23)	213	243	96.0
不特定多数の者が利用する建築物 (物販店舗、飲食店、映画館等)	180	70	【4】 (35)	110	149	82.8
特定多数の者が利用する建築物 (共同住宅、事務所、工場等)	1, 258	220	【8】 (149)	1,038	1, 195	95.0
合 計	1,691	330	【19】 (207)	1,361	1,587	93.8

^{【 】}は昭和56年以前築で診断結果や改修済等で耐震性があると判断される棟数

(1)市有建築物

多数の者が利用する市有建築物については、次表に示すように全体で 282 棟あります。 昭和 56 年以前建築のものが 212 棟あり、このうち 180 棟が耐震化を完了しています。 よって、耐震性がある棟数は 250 棟となり、耐震化率は約 88.7%になります。

表 多数の者が利用する建築物(市有)の現状

単位:棟

区分	全体	S56	以前耐震性あり	\$57 以降	耐震性がある棟数	耐震化率 (%)
多数の者が利用する 市有建築物	282	212	[180]	70	250	88.7

(令和3年3月31日現在)

【 】は昭和56年以前築で診断結果や改修済等で耐震性があると判断される棟数

⁽⁾は昭和56年以前築で耐震性があると推計する棟数

(ウ)その他公有建築物

多数の者が利用するその他公有建築物(国、大阪府)については、次表に示すように全体で 184 棟あります。

昭和 56 年以前建築のものが 68 棟あり、すべてが耐震診断による耐震性あり又は耐震化済となっています。

よって、耐震化率は100%になります。

表 多数の者が利用する建築物(その他公有)の現状

単

位:棟

		S56 .	S56 以前		耐震性が	耐震化率	
区 分	全体		耐震性あり	S57 以降	ある棟数	(%)	
多数の者が利用する その他公有建築物	184	68	[68]	116	184	100	

^{【 】}は昭和56年以前築で診断結果や改修済等で耐震性があると判断される棟数

(I)耐震診断の義務化対象建築物と耐震診断結果の報告義務

耐震診断の義務化建築物とは、耐促法に基づき、多数の者が利用する一定規模以上の建築物において、耐震改修促進計画に記載された報告期限までに耐震診断結果を報告する必要がある建築物です。

耐震診断結果の公表については平成29年3月29日に行いました。

本市におきましては、報告期限までに全ての対象物件において報告がありました。

(2). 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物の現状

(ア)民有建築物

危険性のある物質を取り扱う民有建築物の昭和 56 年以前建築のものは 52 棟あり、このうち耐震性があるのは 34 棟と推計されることから、耐震性がある棟数は 89 棟となり、耐震化率は約 83%となります。

表 危険性のある物質を取り扱う建築物(民有)の機能別の耐震化率

区分	全体	S56 以前 耐震性あり		\$57 以降	耐震性が ある棟数	耐震化率(%)
危険性のある 物質を取り扱う 民有建築物	107	52	(34)	55	89	83. 2

() は昭和56年以前築で耐震性があると推計する棟数(大阪府アンケート結果資料)

出典:消防局資料(令和3年3月31日現在)

単位:棟

(1)市有建築物

危険性のある物質を取り扱う市有建築物については、次表に示すように昭和 56 年以前 建築のものはなく、昭和 57 年以降建築の 2 棟があります。

表 危険性のある物質を取り扱う建築物(市有)の機能別の耐震化率 単位:棟

区分	全 体	S56 以前 耐震性あり		\$57 以降	耐震性が ある棟数	耐震化率(%)
危険性のある 物質を取り扱う 市有建築物	2	0	0	2	2	100

(令和3年3月31日現在)

(ウ)その他公有建築物

危険性のある物質を取り扱うその他公有建築物(国、大阪府)については、昭和 57 年以降建築の1棟があります。

表 危険性のある物質を取り扱う建築物(その他公有)の機能別の耐震化率 単位:棟

- A	A 44	S56	以前	CER 13 1847	耐震性が	耐震化率	
区分	全体		耐震性あり	S57 以降	ある棟数	(%)	
危険性のある 物質を取り扱う その他公有建築物	1	0	0	1	1	100	

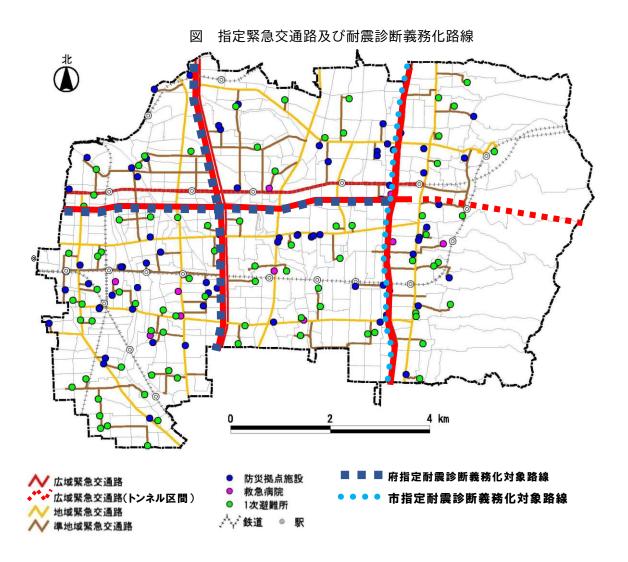
(令和3年3月31日現在)

(3). 緊急交通路を閉塞させる危険性のある建築物の現状

(ア)倒壊時に道路を閉塞する可能性のある建築物

緊急交通路は、災害発生時に応急活動(救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給)を 迅速かつ的確に実施するための道路です。

大阪府地域防災計画(以下「府地域防災計画」という。)及び市地域防災計画において広域緊急交通路、地域緊急交通路、準地域緊急交通路を以下のように指定しています。



(イ)耐震診断義務化対象路線の指定

大阪府においては、耐促法第5条3項2号に規定する路線により、市町村の区域を越える相当多数の者の避難を円滑にします。なお、府地域防災計画に定める広域緊急交通路の災害時における機能確保を図るといった広域的な観点から、優先して耐震化に取組む路線を本市域内では、広域緊急交通路である中央環状線と国道170号線以西の国道308号線が耐震診断義務化対象路線に指定されています。

本市においては、耐促法第6条3項1号に規定する路線により、市町村内における多数 の者の避難を円滑にします。なお、本市の大動脈である路線の沿道建築物の耐震化を促進 するといった観点から、まずは広域緊急交通路である国道 170 号線を優先して耐震診断義 務化対象路線に指定しています。

(ウ)耐震診断の義務化対象建築物と耐震診断結果の報告義務

耐震診断の義務化建築物とは、耐震診断義務化対象路線の沿道にある昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物で、倒壊時に前面道路を閉塞させる可能性のある建築物とします。 耐震診断結果の報告期限は平成 28 年 12 月 31 日とし、公表については平成 30 年 3 月 28 日に行いました。

(I)民有建築物

緊急交通路を閉塞させる危険性のある民有建築物の昭和 56 年以前建築のものは 846 棟 あり、このうち耐震性があるのは 545 棟と推計されることから、耐震性がある棟数は 2,233 棟となり、耐震化率は約 88%となります。

表 緊急交通路を閉塞させる危険性のある建築物(民有)の機能別の耐震化率 単位:棟

- A	S56 J		以前	CEB 1/10/2	耐震性が	耐震化率
区 分	全体		耐震性あり	S57 以降	ある棟数	(%)
緊急交通路を閉塞 させる危険性のある 民有建築物	2,534	846	[9] (536)	1,688	2, 233	88.1

(令和3年3月31日現在)

- 【 】は昭和56年以前築で診断結果や改修済等で耐震性があると判断される棟数
- () は昭和56年以前築で耐震性があると推計する棟数(大阪府アンケート結果資料・H27.5)

(オ)市有建築物

緊急交通路を閉塞させる危険性のある市有建築物の昭和 56 年以前建築のものは 22 棟あり、このうち耐震化済が 12 棟あることから、耐震性がある棟数は 26 棟となり、耐震化率は約 72%となります。

表 市有建築物の現状

単位:棟

- A	^ <i>4</i> -	S56 .	以前	CER 13 17/2	耐震性がある棟数	耐震化率 (%)
区分	全体		耐震性あり	S57 以降		
緊急交通路を閉塞 させる危険性のある 市有建築物	36	22	[12]	14	26	72.2

(令和3年3月31日現在)

【 】は昭和56年以前築で診断結果や改修済等で耐震性があると判断される棟数

1.4. 防災関連施設の耐震化

災害時の活動拠点や避難場所等となる本市に位置する防災関連施設(市役所、警察署、 消防署等)については、防災・減災を図る上で重要な建築物となることから本計画の対象 とします。

(1). 防災関連施設の現状

令和2年度末現在の災害発生時に重要な機能を果たす本市の防災関連施設は、防災拠点施設が91棟、医療機関が23棟、避難者滞留施設が118棟であり、全体で232棟となっています。このうち市有建築物は166棟あります。

耐震化の状況は、次表に示すように全体の耐震化率は94.8%となっています。

表 防災関連施設の耐震化の状況

単位:棟

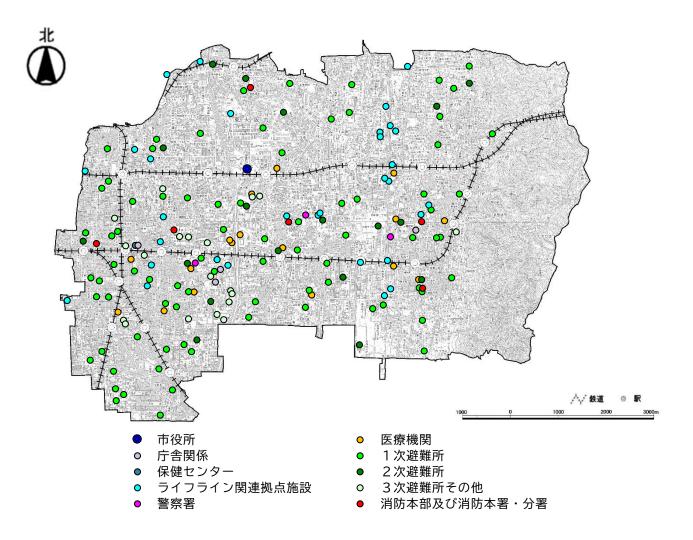
	区分該当施設		S5(が以前 耐震性 あり	S57 以降	耐性あ 棟 数	合計	耐震化率
		市庁舎	0	0	1	1	1	100.0
		庁舎関係	1	[0]	3	3	4	75.0
	 防災拠点施設	保健センター	2	[2]	1	3	3	100.0
市	例 欠 拠点 //	ライフライン関連拠点施設	11	[8]	11	19	22	86.4
有		消防本部及び消防署等	7	[7]	28	35	35	100.0
建	医棒拟目	市立病院	1	[1]	2	3	3	100.0
築物	医療機関	救急告示病院	ı	=	-	ı	-	-
170	\m ## = 2	公共施設(2次避難所)	1	[1]	7	8	8	100.0
	避難者等 滞留施設	指定避難所(1次避難所)	63	[63]	14	77	77	100.0
	/ 市田/// 成改	その他避難所	4	[4]	9	13	13	100.0
	市有建築物	\ 計	90	86	76	162	166	97.6
市		警察署等	1	[1]	3	4	4	100.0
有建	防災拠点施設	ライフライン関連拠点施設	17	[15]	5	20	22	90.9
築	医療機関	認定救急病院	7	[2]	13	15	20	75.0
物	避難者等	2 次避難所	8	[8]	1	9	9	100.0
以外	滞留施設	3 次避難所	6	[5]	5	10	11	90.9
クト	市有以外建築物	勿 小計	39	【31】	27	58	66	87.9
	総計		129	【117】	103	220	232	94.8

[※]一部特定既存耐震不適格建築物等を含む

(令和3年3月31日現在)

【 】は昭和56年以前築で診断結果や改修済等で耐震性があると判断される棟数

図 防災関連施設の分布状況



1.5. 耐震化の向上に向けた課題

(1).居住住宅の耐震化

- ・共同住宅等の耐震化率は 96.5%ですが、木造戸建住宅の耐震化率は 81.7%となっており、共同住宅等に比べ低い。
- ・耐震診断補助件数に対する耐震改修補助件数の割合は低く、耐震診断後に耐震改修へ繋がっていない。
- ・耐震補助制度の認知度が低く、市民に充分な活用がされていない可能性がある。
- ・耐震補助制度に関して、手続きの簡素化の要望が多い。

(2). 防災上重要な建築物等の耐震化

・防災関連施設の内、医療機関の耐震化率が低くなっています。また、耐促法に基づき耐震 診断が義務化された要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物について も、耐震診断の実施はされていますが、耐震改修がされていません。

2. 目標達成のための今後の方針・取組み

2.1. 耐震化の目標設定

(1). 耐震化率

本計画における住宅及び建築物の耐震化の目標は、中間検証の結果を踏まえ以下のように見直しました。

①住宅(戸建住宅・共同住宅等)の耐震化率

令和7年度(2025年度)までに95%

②多数の者が利用する建築物の耐震化率

令和7年度(2025年度)までにおおむね解消

③耐震診断義務化路線の沿道建築物の耐震化率

令和7年度(2025年度)までに100%

④防災関連施設の耐震化率

令和7年度(2025年度)までに100%

(2). 住宅(戸建住宅・共同住宅等)の耐震化の目標設定

令和7年度までに耐震化率95%を目標に住宅の耐震化に取り組んでいます。耐震性が不足している住宅は平成30年は31,100戸でしたが令和2年では21,100戸にまで減少しており、耐震化率は90.5%となっています。

令和7年の住宅総数の推計は約211,500 戸となっており、目標とする耐震化率95%を達成するには、耐震性不十分な住宅を10,600 戸まで減らす必要があります。令和2年の耐震化不十分な住宅数は21,100戸ですので、令和7年までの5年間で約10,500戸の耐震化が必要となります。

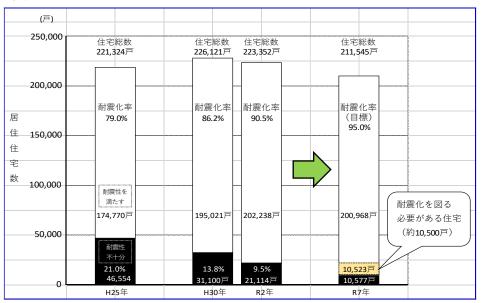


表 住宅の耐震化の推移と目標

2.2. 今後の方針・取組み

(1). 住宅の耐震化に向けた取組み

①住宅耐震化緊急促進アクションプログラム策定

促進計画に定めた目標達成に向け、住宅の耐震化を強力に推進することを目的に東大阪市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」)を令和元年度に策定しました。アクションプログラムでは、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、市民への周知・啓発等の取組みを行い、毎年度進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進します。

②周知・啓発等の充実化

耐震補助制度をより多くの市民に知っていただくため、従来の市政だより等の広報活動に加え、SNS(YouTube、Facebook、Twitter、LINE)を活用するなど周知・啓発の新たな手法を検討します。

耐震補助制度の手続きの煩雑さを解消するために、手続きの見直しやオンライン申請の 拡充等、手続きの簡素化に向けた取組みを検討します。

(2). 多数の者が利用する建築物の耐震化についての取組み

多数の物が利用する建築物は、被害が生じた際に利用者や周辺へ与える影響が大きいことから、所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みを進められるよう個別訪問やダイレクトメールによる周知・啓発を実施し、耐震化への働きかけを行います。

(3). 耐震診断義務化路線の沿道建築物の耐震化についての取組み

耐震診断義務化路線の沿道建築物の耐震化については、現在耐震診断結果の公表を完了 しております。今後は耐震改修に向けて、個別訪問等により働きかけを行います。 また、設計や改修工事の補助制度の創設に向けて取組みます。

(4). 防災関連施設の耐震化についての取組み

市有建築物に関しては関連部署と連携し耐震化を促進していきます。市有建築物以外に関しては、取組みを進められるよう個別訪問やダイレクトメールによる周知・啓発を実施し、耐震化への働きかけを行います。

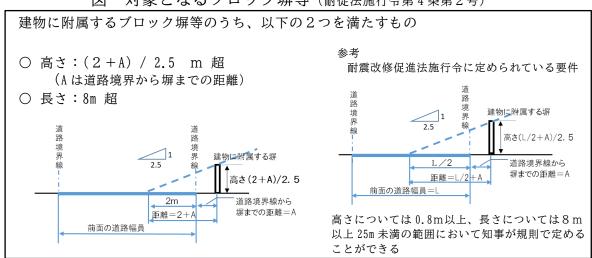
3. その他の取組み

3.1. ブロック塀等の安全対策(耐震診断義務付け対象ブロック塀等)

大阪府北部地震の被害等を踏まえ、平成31年1月に耐促法施行令が改正され、ブロック 塀等が倒壊した場合に通行障害が生じることを防ぐため、建物に附属する一定の高さ・長さ を有するブロック塀等が耐震診断義務付け対象に追加されました。

東大阪市地域防災計画において定める広域緊急交通路の災害時における機能確保のため、 市指定耐震診断義務化対象路線(図 指定緊急交通路及び耐震診断義務化路線 P.10 参照)沿 道にある昭和56年5月31日以前に設置された下図に該当するブロック塀等について、耐 震診断の結果報告を義務としました。診断結果の報告期限は令和7年3月31日とします。

図 対象となるブロック塀等(耐促法施行令第4条第2号)



3.2. 耐震ベッド・耐震シェルター

個別事情により住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し命を守ることができるよう、平成21年度に耐震シェルター、令和元年度に耐震ベッドの補助制度を創設しました。生命・財産を守る観点から、避難が困難な高齢者や障害者などに対し、周知・啓発を行い、設置に要する費用の一部を補助します。

3.3.分譲マンションの耐震化

区分所有者間の合意形成、費用負担区分および修繕計画の調整など多くの課題を有する分譲マンションを対象にダイレクトメール等により耐震化促進の周知・啓発を行います。

4. 住宅・建築物への補助制度

4.1. 耐震診断補助制度

表 耐震診断補助の概要

対象建築物	補助限度額	所有者 負担額
木造住宅 (在来の軸組工法に限る)	① 耐震診断にかかった費用の 10/11 ② 50,000 円/戸を限度 ただし、耐震診断費用は 1,100 円/㎡以内 (①、②で最も低い額)	残額
非木造住宅 (戸建住宅)	① 25,000円/戸 ② 耐震診断にかかった費用(補修費、修繕費を 除き、1,000円/㎡以内)の1/2 (①、②で最も低い額)	残額
非木造住宅 (共同住宅等)	① 25,000円/戸 ② 耐震診断にかかった費用の 1/2 (床面積による限度額あり) ③ 1,000,000円/件を限度 (①、②、③で最も低い額)	残額
特定既存耐震不適格建築物等	① 耐震診断にかかった費用の 1/2 (床面積による限度額あり) ② 1,000,000円/件を限度 (①、②で最も低い額)	残額

表 耐震診断員派遣制度の概要

住宅の種類	延床面積	診断費用	所有者負担額
	50 ㎡未満	延床面積(㎡)×1,100円 1,000円未満は切り捨て	診断費用の 1/11 1,000 円未満は切り上げ
一戸建住宅	50 ㎡以上 150 ㎡未満	55,000円	5,000円
	150 ㎡以上	55,000円+(延床面積が50㎡ 増加ごとに11,000円)	診断費用から 50,000円を 差し引いた額
	一戸あたり 25 ㎡未満	一戸あたりの延床面積(㎡) ×1,100円	診断費用の 1/11 1,000 円未満は切り上げ
長屋住宅 共同住宅	一戸あたり 25 ㎡以上 50 ㎡未満	27,500円	2,500円/戸
	一戸あたり 50 ㎡以上	27,500円+(延床面積が25㎡ 増加ごとに5,500円)	診断費用の 1/11 1,000 円未満は切り上げ

表 耐震改修設計補助の概要

項目	要件
対象建築物	木造住宅 (地上 2 階建以下、道路突出等で防災上の支障となっていないもの)
所得制限	年間課税所得金額が 5,070,000 円未満
補助限度額	① 耐震改修設計にかかった費用の 7/10 ② 100,000 円/件を限度 (①、②で最も低い額)
所有者負担額	残 額

表 耐震改修工事補助の概要

項目	要件
対象建築物	木造住宅 (地上 2 階建以下、道路突出等で防災上の支障となっていないもの)
所得制限	年間課税所得金額が 5,070,000 円未満で税の滞納がないもの
補助限度額	(基本補助) 耐震工事補助一律 400,000 円 工事監理費補助一律 100,000 円 (加算できる補助) 低所得者(世帯月収所得 214,000 円以下の自ら居住するもの)の場合 一律 200,000 円加算 高齢者(60歳以上の自ら居住するもの)の場合一律 100,000 円加算 市内事業者(本市に法人市民税を納付)の場合一律 100,000 円加算
所有者負担額	残額

4.3.木造住宅除却工事補助制度

表 除却工事補助の概要

項目	要件				
対象建築物	木造住宅(耐震性が不足している階数が3以下)				
所得制限等	所有者の世帯が月額所得 21 万 4 千円以下 税の滞納無し 資産 1,000 万円以下				
補助限度額	① 戸建て住宅 400,000 円 長屋・共同住宅 1,000,000 円② 除却工事に要する費用③ 7,000 円/㎡ (①、②、③で最も低い額)				
所有者負担額	残額				

表 耐震ベッド設置補助の概要

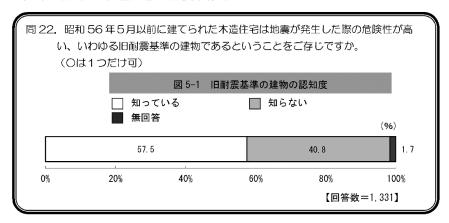
項目	要件
対象建築物	木造住宅 (地上 2 階建以下、道路突出等で防災上の支障となっていないもの)
所得制限	年間課税所得金額が 5,070,000 円未満で税の滞納がないもの
補助限度額	①設置費用の 1/2 ②300,000 円 (①、②で最も低い額)
所有者負担額	残 額

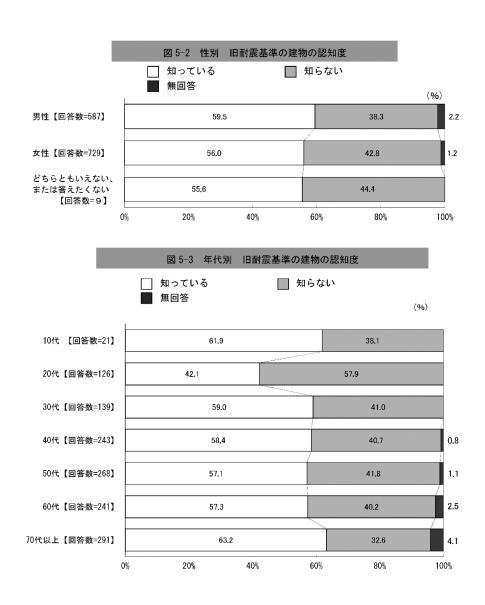
表 耐震シェルター設置補助の概要

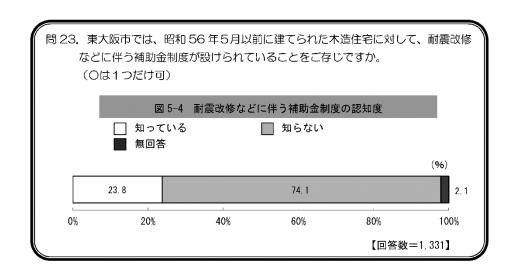
項目	要件
対象建築物	木造住宅 (地上 2 階建以下、道路突出等で防災上の支障となっていないもの)
所得制限	年間課税所得金額が 5,070,000 円未満で税の滞納がないもの
補助限度額	 ・所有者自ら居住し申請する場合 400,000~700,000 円 ・占有者(入居者)が申請する場合 400,000 円 ・所有者自ら居住せず申請する場合 ①設置費用の1/3 ②400,000 円 (①、②で最も低い額)
所有者負担額	残額

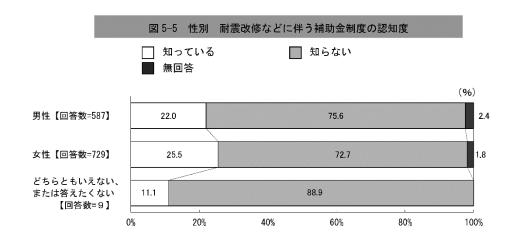
参考資料 1 市政世論調査のアンケート結果 抜粋

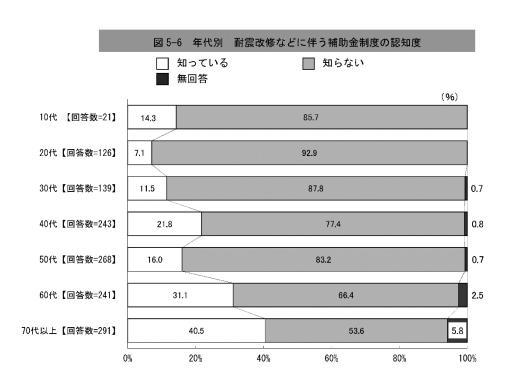
5. 東大阪市の木造住宅の耐震改修などについて

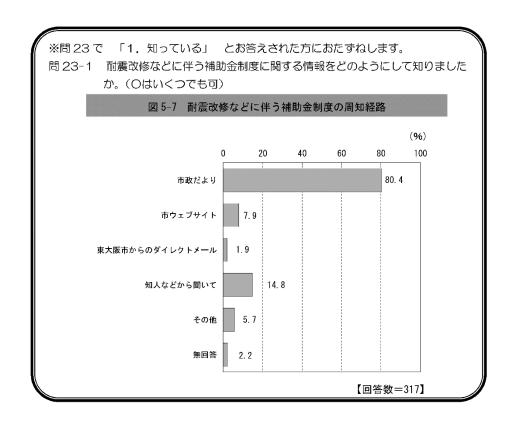












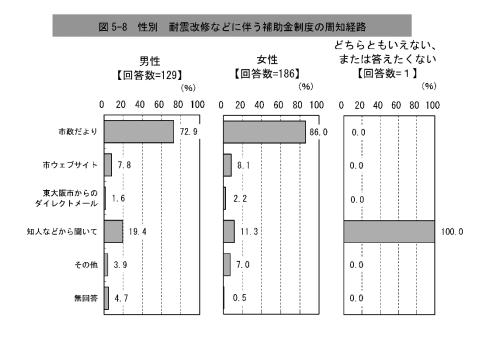
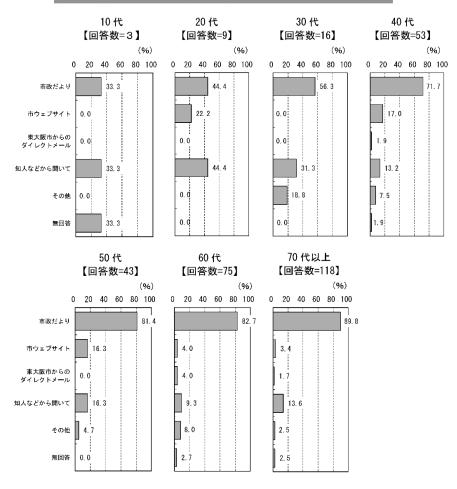


図 5-9 年代別 耐震改修などに伴う補助金制度の周知経路



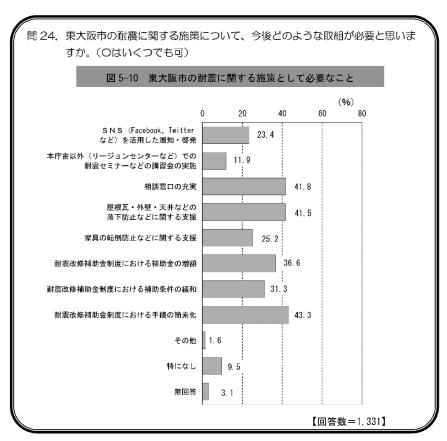
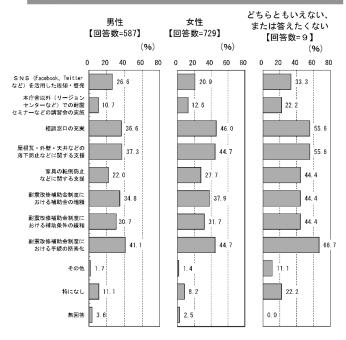
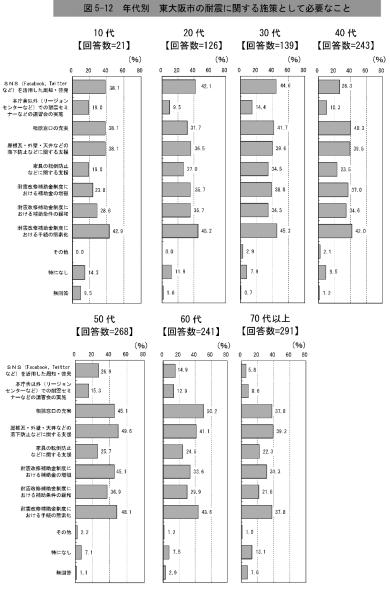


図 5-11 性別 東大阪市の耐震に関する施策として必要なこと





東大阪市住宅·建築物耐震改修促進計画 中間検証報告書

令和 4 年 3 月 (令和 5 年 4 月改正)

東大阪市 建築部 建築指導室 建築安全課 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話: 06-4309-3000(代表)